

平成 2 年度

仙台教育事務所管内
学校事務研修会

記 錄 集

平成 3 年 2 月 6 日～2 月 7 日

蔵 王 ハ イ ツ

宮城県仙台教育事務所
仙台教育事務所管内事務職員会

「任命権者を異にする人事異動事務について」

発表者	杉の入小学校	主事	佐々木 敬次
司会者	浦戸中学校	主事	佐藤 光春
記録者	玉川中学校	主事	木村 佐智子
	第三中学校	主事	及川 紀美江

・・訂正箇所・・

P 4. 旅費

所得税 取り寄せる書類 E(F・G・H・I) ⇒ E(F・G・H) I

P 5. 期末勤勉手当 取り寄せる書類 A 挿入

P 6. 共済組合転入関係 前歴報告書、履歴書 … 別紙参照 削除
国民年金第3号被保険者資格取得取得 削除

P 10. A 前年・本年分出勤簿（写）（奥書証明付）

⇒前前年・本年分出勤簿（写）（奥書証明付）

E 本年分扶養控除等異動申告書（写） 削除

G 前年分保険料控除申告書（写） 握入

はじめに

人事異動に伴う事務で最も仕事量が増える年度末、的確かつ円滑な事務処理が求められます。しかし、膨大な仕事量に追われてしまっているのが現実です。

そんな中、任命権者を異にする人事異動があった場合、普通の異動と異なることから戸惑いと混乱が予想されます。

任命権者の異なる異動があった場合でも、戸惑うことなく迅速な事務処理が行なわれるよう目的にわかりやすく表にまとめてみました。

参考事項

取り寄せる書類 奥書証明の仕方は

P 2. 人事記録作成 事務提要 P 781

年休継越 県事務研究大会記録集 P 17

人事交流の際は通算

採用試験 新任者と同様に扱う

P 4. 単身赴任届（1号紙）⇒単身赴任修正報告書（K 23）

児童手当	所得証明は前の市町村発行のものであるため 早めに連絡が付けられれば連絡しておく
管理職手当	事務所入力だが、4月各所属所で確認

まとめ

このようにして、まとめてみたわけですが、国立大学付属小・中学校等へ転出の場合、他都道府県（教員）へ転出の場合、県内市町村教育委員会へ転出の場合、ほとんど変わりなく事務を進めていってよいという結論がでたわけです。

当初考えていたものとは違って、拍子抜けだなどと思ったのですけれどもそれは調べていくうちに分かったことで決して無だなことではなかったと思います。

こんな場合はどんなふうにしたらいいんだろうか。あの先生のときはどうだった。というような、意見を聞いていろいろと納得することができたと思います。

様々な部所より転入される職員は本日のパターンより複雑に区分されると思いますが、基本的には同様です。ただ、年末の繰り越しの計算、年休時数の計算、貸付けの処理などの相違を気にとめておいて頂ければと思います。

質疑応答

(問) 他県からの転入で退職金の支払いに関する証明書の未提出者はどのくらいいるのか。また、未提出者を調査する必要があるのか。

(汐見小 渡部 正弘)

(答) 未提出者数については福利課の範囲である。未提出者については退職時に連絡は行きますが証明に時間がかかるため、退職まじかだと退職金の支払いが遅れるということもあるので、事前にできれば証明してもらうのが望ましい。

(教育事務所 秋元 弘次長)

(問) 取り寄せる書類の一覧表でEは写でいいのでは。

(塩釜三小 成川 みよ子)

(答) 前所属所にコピーを残し、原本を送付するのが望ましい。

(教育事務所 秋元 弘次長)

(問) 年休繰越が年区切りではなく、年度区切りの地域より、人事交流で転入してきた場合の取り扱いはどうなるのか。

(杉の入小 佐々木 敬次)

(答) 現在のところ実例がないので、実例が生じたら検討していく。
(教育事務所 秋元 弘次長)

参考 福利厚生関係のファミリ一年金は支部共通事業なので、新支部より通知がくる。

財形については、国・市への転出の場合一時停止ができる。本人が金融機関に申し出れば、契約の解除の必要はない。

(研 究 発 表)

「ちょっと振り返ってみませんか学校事務を」

発表者 荒浜中学校 主事 大久悦子
司会者 坂元中学校 主査 大堀康博
記録者 吉田中学校 主事 今野美和子

質疑応答

質問1 指導要録の記入で母体校から新設校に移る場合、転出と同じ取扱いで良いのか。

(利府小 須藤 敏一)

意見 東豊中の時には指導要録の記入の手引により「学区再編成のため」というゴム印を押した。

(塩釜一中 伊藤 規子)

回答 母体校があつて分離新設するのか、母体校が廃止されて新設されるかなどそのケースによって指導要録の取扱いは異なる。

一般的にはその要因事項を記入し、どこの学校からその新設校に移ったのかを明記することが必要であると思う。

(教育事務所 秋元 弘次長)

質問2 ①小6の春休みに転居する場合小学校から中学校へ送られる書類は卒業証明書ではなく在学証明書でかまわないのであるのか。

②住居を移転したとき、住民登録を4月1日以降にしてしまい、就学期日も4月1日ではなくなつた。住民登録をそ及することができるか。

(塩釜二中 佐藤 達己)

回答 ①小学校から中学校へ転学ということはありえないでの卒業証明書も在学証明書も必要ない。転居先の市町村教育委員会の指示に従うこと。

小学校から中学校へ送付する書類は、指導要録抄本・健康診断票・歯の検査票・ゴム印等である。

②住民登録をそ及することはできない。よつて厳密には1日でも転出入扱いをするべきである。

(教育事務所 秋元 弘次長)

質問3 設問13の学校給食費に対する補助金で4（学校給食における米飯給食に関する助成）と6（学校給食用牛乳供給事業費補助）の補助対象者はだれなのか。4は米飯業者、6は酪農業者ではないかと思うがどうか。

（岩沼小 仁志 定雄）

意見 4は米販売業者、6は乳製品をつくる業者が補助対象者であると思う。

（吉岡小 横橋 政喜）

回答 4は米飯給食に関する助成は政府米壳渡し価格（消費者米価）と学校給食用としての割引き価格との差額補てんである。6は最終的には加工業者である。

（教育事務所 秋元 弘次長）

質問4 学校事故の具体的な事例のてんまつを聞きたい。

（汐見小 渡部 正弘）

回答 学校事故が起ることによって教職員の教育活動が阻害されがないようになっていることをここでは言いたかったので具体的な事例は調べなかった。

（荒浜中 大久 悅子）

質問5 もし誤って1年早くこどもを小学校に就学させたらどうなるのか。

（吉岡小 横橋 政喜）

回答 就学事務ハンドブックによると誤って入学させた場合はそのまま進級させ、中学三年を修了したとき1年間の就学義務の免除ということになる。

（荒浜中 大久 悅子）

(新任事務職員体験発表)

逢隈中学校

主事 吉田千枝

早いもので学校事務という仕事をはじめて10ヶ月たちました。事前に2回ほどの引き継ぎはしましたが、研修もなく、まさに何もない状態からのスタートでした。訳がわからない上毎日いそがしく、先生方ともなかなかなじめず、本当にこの仕事をやっていけるのだろうか、自分に向いていないのではないかと不安は募るばかりでした。

事務という仕事が予想以上に範囲が広いということも、はじめはかなり戸惑いました。給料・旅費・共済互助会・文書受付はもちろんですが、それ以外に備品の管理や修繕・町費・校納金あけていったらきりがないほど多くの仕事を任されています。はっきりいってとても忙しいです。6時7時の残業は毎日です。こんなに大変な思いをしても先生方からみれば暇そうと思われているのが残念です。

自分が公務員などと実感した仕事は修繕関係の仕事です。私は、壊れたものを直すことはできませんが、何かが壊れたと聞けばかけつけてその状態をみなければなりません。修繕は男の仕事というイメージがあったので、はじめはなんで私がするんだと思っていましたが、公務員になりたい理由の1つに男女の差がないというのがありました。まさにのことなのだと思います。待遇が同じなら仕事内容に男も女も差がないのはあたりまえです。待遇ばかりを期待してた自分の甘さに修繕の仕事を通じて気づきました。

この10ヶ月という短い間に私は、けっこう多くの仕事を経験することができました。産休・育休関係、子供の出生関係、結婚関係、退職関係そして代替講師関係の事務だけでも3回やりました。そのたび事務提要を調べたり、教育事務所や他の学校へ問い合わせたり、大変な思いもしましたがとても勉強になりました。2年目からは事実が発生してからあわてて調べるのではなく、今は関係のないことでも前もって勉強していきたいです。

学校事務という仕事が向いてるか悩んだ時期もありましたが、今ではいそがしいながらも充実した毎日で学校事務という仕事に誇りを持っています。あと2ヶ月たらずで私達も新任ではなくなりますが、初心を忘れずこれからも先生方のため生徒のためそして自分のために努力していきたいと思います。

(新任事務職員体験発表)

岩沼小学校
主事 飯田智子

岩沼小学校に事務職員として赴任してから、もうすぐ1年が過ぎようとしています。先生方の顔・名前・クラス、そして職員室に飛び交う聞いたことのない言葉を覚え、職員室に居る自分に慣れたころには、1学期も終わりごろになっていました。児童と挨拶を交わしたり、廊下等で話が出来るようになれた2学期。そして3学期。生徒として授業を受けていた昨年までとは違って、チャイムが鳴るのが早く感じられ、一日、一年という月日が、あっという間に過ぎてしまいました。

学校事務職員という先生方を、小・中学校、そして高等学校を通して遠くから見ていただけで、「職員室にいる先生」「証明書を発行してくれる先生」位にしか思っていませんでした。採用試験に合格したとき、高校の先生に「飯田に給料をもらう時があるかもしれないな。」と言われ、給与も事務の仕事だとわかった程、仕事のないようは全く知りませんでした。

私が担当している仕事は、その給与を含め、諸手当・旅費・文書の収受。福利厚生・就学援助等です。何も知識がないまま勤務につき、始めて聞く専門用語を前にして、パニック状態になるばかりでした。戸惑っているうちに提出期限が迫り、また次から次へと文書の山が押し寄せ、気がつくと机の上はいろいろな書類の山となっていました。一人では、どこからどのように片付け、仕事を進めたらいいのか分かりません。教えて頂くのにも、電話だとどのように説明してよいかわからない時があります。私は幸い複数配置校に勤務させていただき、事務主任の先生に親切、丁寧に御指導して頂く事が出来るので、他の新任の仲間に比べると恵まれた環境にいると思います。研修の時等には、その事をよく言われました。わたしにとって一番大変だったのは、給与と電話でした。給料日が近くなると校内控除がまっています。市費職員を含めると51名の大規模校の岩小。電卓で一人一人手で計算していく時間がかかります。こんな時、電話がかかってくると始めからやり直しです。今では慣れて少しは早くになりましたが、一番うれしいはずの給料日がその逆になってしましました。また、電話の相手がどのような方が知らず、失礼な対応をとってしまったり、先生方の名前と顔が一致するまで、電話がかかってきた場合には職員室にいるのをわからずに校内放送したりなど、失敗ばかりでした。休みのない電話のベルの音、ブツツン、ブツツンと細切れの連続で、ねこの手も、それにも満たなくなりそうでした。それでもかけてくる人には、こちらの様子は当然なことながらわからないわけですし、用があってかけてくるので、どんな忙しい時でも相手の気

持ちを考えて丁寧に、そして親切に応対するよう心がけたいと思っています。

こんな状態でもここまでこれたのは、まわりの諸先生方の温かい御指導のおかけだと感謝しています。来年は、一年生という甘えは通用しなくなります。そのためには、おなじ失敗を繰り返さないよう再確認を念入りにしたいと思っています。ベテランの先生と机を並べていられる今だからこそ、沢山の仕事、経験から得た知識を一日もはやく吸収し、先生方に諸手続き等の相談を受けたら、即答できるようになりたいと思います。そして、安心して仕事を任せてもらえるように、信頼・信用される事務職員になりたいと思っています。

(新任事務職員体験発表)

亦楽小学校

主 事 阿 部 豪

この歳にもなって新任事務職員というのも何なんですが、とりあえず4月から体験してきたことお話ししたいと思います。

4月・5月はまったくわけが分からぬまま仕事をしていたような気がします。新しい仕事が来る度に、まわりの学校の先生方や教育事務所の先生方に電話をして教えてもらうという日々が続きました。そうしているうちに夏休みに入りそこで”ほっと一息”という感じでした。夏休みが終わると、年末調整の時期まで休む暇なく、今2月にきてまた2回目の”ほっと一息”をついているところです。

そんな中でも楽しいことはありました。一つは、5月の大運動会、この時は先生チームに入って父兄の皆さんと一緒に走り、成績はどうあれ楽しい一時を過ごすことができました。もう一つは、10月の学習発表会、これもまた先生方と一緒に歌って踊って楽しくやりました。

そんなある日、2年生の先生から教室に来て子供達に、駅で働く人々等について話をしてくれませんかと言われ、詳しく内容を聞いたところ、社会科の授業で「のりもので働く人々」という単元がありその中の一部分だということでした。私の前歴からそういう発想がでたのか、なにしろ初めてのことはどうしていいものかわからず、校長先生、教頭先生に相談したところ「大いにやって下さい」という返事が返ってきたので、私は安心して引き受けました。それが終わって数日が経ち、また他の2年生の先生から同じような話しがあり、結局2年生全部のクラスで話してしまいました。そしてそれを聞いた1年生の先生に、来年もお願いしますと言われ、約束させられてしまいました。この調子でいくと、私が亦楽小にいる間はずっとやらなくちゃないのかなと思っています。

また仕事の方に話を戻しまして、4月から2月までいろいろ経験してきたわけですが、これから3月から4月にかけてまだ経験したことのない年度末・年度始めの仕事というのがあるので、今大変不安を感じているところです。けれども、まわりの学校の先生方や、教育事務所の先生方にまたいろいろ教えていただきながら、乗り越えていきたいと思っています。

これから先、いろいろと失敗することもあるかと思いますが、私なりに頑張りますので、よろしく御指導の程お願いいたします。

(講 演)

「くらしの中の法律」

弁護士 鹿又喜治

契約や法律について、具体的な事例をあげながら、できるだけ解りやすく話していきます。

私達の日常生活は、意識する、しないにかかわらず、全て契約で成り立っています。

そこで、契約の話をします。

契約の種類には、法律上、民法で典型的契約として、13種類を規定しています。贈与・売買・交換・消費貸借・賃貸借・使用貸借・雇用・請負・委任・寄託・組合・終身定期金・和解（示談）が法律で規定されている契約です。その他、法律では規定されていませんが、非典型契約として、出版契約・テレビ出演契約・ホテル宿泊契約・預金契約・クレジット契約等があります。

契約の成立というのは、申込みと承諾で成立します。口約約束だけでも成立し、契約書は必ずなければいけないというものではありませんが、後々、トラブルが起こった時の証拠として、ないよりはあるほうが良いというものです。また、契約書の印鑑について、なつ印する、しないは、契約書の効力にはさほど重要ではなく、むしろ、自筆の署名・サインの方が重要です。

印鑑でも重要なのは実印で、銀行や高利貸からお金を借りる場合実印が押してあり、印鑑証明書が添付してあれば、本人の契約の意志があるとの推測が強くなります。

このことから、高利貸等の保証人について、問題になる場合があります。

友人から、手形のわくを広げるために、銀行に見せるだけとだまされて、印鑑証明を取り寄せ、実印と一緒に貸したところ、借金の連帯保証人にされてしまった。その後、その友人は音信不通となり、高利貸業者からは、借金返済の請求が来た。

このことを、仮に裁判で反論するためには、そのだまされたという証拠がなければ、反論は難しくなります。

ということで、印鑑証明書や実印を他人に貸すということは、何らかの責任を負わされるということなので、安易に考えてはいけないです。

契約は、申込みと承諾という形で成立すると言いましたが、承諾なしでも成立する契約があります。例えば、「購入を希望しないときは、その旨10日以内に御通知下さい。御通知のない場合は、購入頂いたものと解します。」の手紙と一緒に、30万円分のカセットテープが送られてきた。購入しないとの通知をしないと、カセットテープを購入したことになるか。という問題で、業者が一方的に送ってきた品物を使ってしまった場合、民法上では契約成立となります

が、消費者問題として考えれば、訪問販売法の中で、15日間その品物をそのまま保管しておけば、自由に処分してかまわない。ということと、引き取り連絡をしたにも係らず、品物を引き取りに来ないという場合。7日間、そのまま保管しておけば、自由に処分してもかまわないという制度があります。ネガティブ・オプションの制度といいます。

次に、契約の効力について、無効な契約と、有効な契約があります。

意志、能力を欠く者、例えば、幼児や高度精神障害者等がした契約は無効になります。

また、強行法規に反する契約、例えば、借地法、借家法等で、「家主の要求があれば、いつでも無条件で立ち退きます。」という、借主に一方的に不利な契約は無効になります。建て替え等も立ち退きの正統な理由にはなりません。

公序良俗に反する契約。豊田商事やベルリンダイヤモンド等、マルチまがいの契約形態が不自然で、社会的にもおかしいと感じるもの。街でよく見かけるキャッシュセールス等で、「会員になれば安く海外旅行ができます。」と言われ入会申込書と思って署名・なつ印したところ、実は、英会話教材の購入契約書だったという場合の詐誤による契約も無効です。

無権代理による契約。夫がサラ金からお金を借り、勝手に妻を保証人にしてしまったという場合、妻が自分で了解していない以上、法律的には無効ですが道徳的には法律とは異なるでしょう。また、例外として、夫婦連帯債務というものがあります。B子さんは真珠のネックレスを30万円のクレジットで買ったが、連帯保証人の欄に夫の名前を書いて判を押した。夫はB子さんに代って、支払う必要があるか、という場合、日常家の範囲において支払える額であれば無効にはなりません。

通謀虚偽表示による契約。Aが差押さえをのがれるため、または、税金対策のためにBと相談して、架空の売買契約をした。というものですが、AもBも、本当に、売る気・買う気は全くないので法律的には無効の契約となります。しかし、Bが自分名義のAの土地を他人のCに売ってしまった場合は問題です。CはA・B間の架空の売買のことは知らないので、AがCに土地を返してくれとは言えなくなります。また、Bが銀行からお金を借りるために、その土地を抵当にした場合も、Aは、銀行側に、その抵当をはずしてくれとは言えなくなります。

次に、有効な契約の取消・解除について説明します。

無能力者による契約について、無能力者とは、法律行為の場において、充分な判断能力をもっていない、20才未満の未成年者、成人であっても知能がおくれている。あるいは、精神に高度な障害をもっていて、家庭裁判所において、禁治産者宣告・準禁治産者宣告をした者をいいます。例をあげると、18才にな

ったA君が、両親に内緒でバイクを買った。両親は、この契約を取り消してバイクを返すのと交換に、代金を戻してもらうことができるか。この場合、未成年者が親の同意なしで契約をしたので取り消しができますが、無効の契約と違って、取り消しの意志表示が必要になります。内容証明郵便などで取り消しの意志表示をしなかったときは、原則として、契約の効力は生じることになります。

詐欺・強迫による契約、だまされたり、おどかされたりしてした契約も、取り消しの意志表示が必要になります。

契約の解除というのは、無効な契約でもないし、取り消しの自由もないという場合、契約をやめたいときに必要です。解除するためには、原則として、債務不履行などの相手が約束を守らないという事実がなければいけません。有効だった契約を気に入らなくなった、いらなくなった等、自分勝手な理由でやめることはできません。

しかし、消費者問題でよく出てくるクーリングオフという制度があります。

例えば、突然セールスマンが自宅に訪ねてきて、学習教材の購入を勧められ子供のためにと毎月1万円のクレジット（総代金36万円）で購入した。ところが、その夜子供と相談したところ、必要ないと言われたので、翌日信販会社に電話で契約を解約してほしい旨、申し出たが応じてくれない。解約できるか。これは、クーリングオフという制度で解約できます。クーリングオフとは、無条件解約権といって、契約の申込み、または、締結後一定の期間内（8日以内）は、申込み者等が無条件で申込みの撤回または、契約の解除を行うことができる制度のことです。なぜ、こういう制度ができたかといいますと、セールスマンが自宅に訪問してきて、言葉たぐみに説得され、その場のふんいきで契約してしまうという消費者の問題が多くなったためなのです。クーリングオフは、訪問販売法で決められていることなので、自分で販売店に行き、契約をしたという場合は使えません。また、解約の仕方ですが、8日以内に、電話ではなく書面で通知しなければいけません。葉書でもかまいませんが、相手側から、受け取っていない、知らないと言われると、自分がいくら出したと言っても、そのことを立証できないので、法律に係るものですから、内容証明郵便の配達証明付きで出せば確実でしょう。

特殊販売について

特殊販売の種類には、訪問販売・通信販売・マルチ商法（連鎖販売取引）などがあります。訪問販売に規定しているものでは、個別訪問販売・キヤッセールス・アポイントメントセールス（電話などで、懸賞で当選したので、事務所まで来て下さいと誘われる）があり、通信販売に規定しているものではダイレクトメール・新聞広告などがあり、これからは、自分で選んで契約する

ものなので、クーリングオフは使えません。マルチ商法は、会員を増やせば、あなたの地位が上がり、新しく会員になった人からの上納金がもらえますよというものです。

クレジット契約について

クレジット契約は、消費者・販売店・信販会社の三面契約で、消費者は、販売店との売買契約だけでなく、信販会社との立替払契約もしているのです。クレジット契約で注意しなければいけないのは、割賦販売法で購入した自動車については、クーリングオフができないということです。また、よく問題になるケースで、Aさんは、友人から、「和服を買いたいのだが、自分の名前ではクレジットを組めないから、名前を貸してくれ、信販会社から電話がきたら「はいはい」と言ってくれ。君には絶対迷惑をかけないから。」と言われて、名義を貸すことに同意した。数日後、信販会社から確認の電話があり、言われたとおり答えた。その後、その友人が和服の引渡を受けたことを聞いたが、行方不明となり、クレジット代金の支払を怠ったため、Aさんに請求がきている。Aさんは、支払義務を負うか。これは、原則として、支払義務を負うことになり訪問販売法でも保護されません。キャッシュカード・クレジットカードでも同じことが言えます。他人に名義を貸したり、キャッシュカード・クレジットカードを貸すときは、最後のツケは自分にまわってくるということを覚悟しておきましょう。もう1つ、呉服屋さんや、自動車屋さんが経営に行きづまった時の方策として、からクレジットというのがあります。呉服・車を1つ買ったことにして、名前を貸してほしいと頼まれ、契約書を作れば、品物はこないが、信販会社から確認の電話が入り、買ったと答えれば、その呉服屋さんなり、自動車屋さんに立替払いの代金が支払われる。呉服屋さん、自動車屋さんは大喜びだが、2～3ヶ月もすると信販会社からクレジット代金の請求が来て、買ってもない商品のお金を、名前を貸したというだけで、支払わなければなくなるのです。別の例で、自動車を代金立替払のクレジットで買ったが、販売店が自動車を引渡さないうちに倒産した。信販会社に対して、分割金の支払を拒絶できるかというのですが、この場合は、販売店に対して主張しうる抗弁（商品未着・商品のかし・セールスマンの詐欺など）があれば、それを信販会社に主張して、立替金の支払を拒否できるということが、決められていますので、分割金を支払う必要はなくなります。

消費者問題に係る時効について

消滅時効の一般債権には、友人にお金を貸したが、10年経てば時効成立で返してもらえないことがあります。

商事債権は、商売人の貸借で、サラ金などの借金は、5年で時効成立となります。

旅館の宿泊料・飲み屋のツケは、1年で時効成立となり、法律的には、踏みたおすことができますが、人道的には、しないにこしたことはないでしょう。

給料債権について、給料を1年も2年ももらわないでいる人はいないでしょうが、民法では1年・労働基準法では2年で時効成立となります。

不法行為による損害賠償請求権で、交通事故などは、加害者と損害がわかった時点から3年、加害者がわからない場合は20年、後遺症もわかった時点から3年で時効成立となります。

また、時効は中断することがあります。例えば、10年経てば時効成立という。

友人同士のお金の貸借で、あと6ヶ月で時効成立というときに、裁判等で中断すると、そこからまた、10年経たないと時効成立にはなりません。

裁判だけでなく、自分の負っている債務の承認、または、一部弁済・支払猶予願いなどが提出された場合も、時効は中断します。

時効の起算点については、昭和50年1月1日に友人にお金を貸し弁済日は、昭和50年12月31日とした。時効が始まるのは、弁済日とした昭和50年12月31日になります。この場合、昭和60年12月31日に時効成立となります。この間、例えば、昭和53年5月1日に一部弁済したとすると、時効が中断し、またそこから時効が始まり10年後の昭和63年5月1日に時効成立となるのです。